

南
原
区
規
約

南 原 区 規 約

第一章 総則

第一条 本区は南原区と称し、当該地区居住者を以って組織する。

第二条 本区の事務所を区長宅に置く。

第二章 区の役員

第三条 本区に次の役員を置く。

- 一、区長 一名
- 二、副区長 一名
- 三、区会議員（常会長を兼ねる。） 五名
- 四、会計監査委員 二名

第四条 役員の任期

- 一、役員の任期は一月一日より十二月三十一日迄の一年とする。
- 二、役員に欠員が生じた場合は補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第三章 機関及び会議

第五条 本区には次の機関を置く。

- 一、総会
- 二、役員会
- 三、会計監査

第六条

- 一、総会は、本区の最高決議機関であつて、一月と十一月に定期総会を開催する。
- 二、総会は、一世帯一名の成人を以つて構成する。
- 三、役員会において必要と認める時は、臨時総会を召集する事が出来る。

第七条

総会の召集は区長がこれを行い、開催日時、場所、議題等を区会議員（常会長）を通じ明示する。但し、緊急を要する場合はその限りでない。

第八条

総会は、区居住世帯数の三分の二以上の出席を以つて成立とする。

第九条

総会の議決は、出席者の過半数の賛成を以つて成立とする。

第十条

次の事項は、総会において決定しなければならない。

- 一、事業計画
- 二、予算並びに決算報告
- 三、会計監査報告
- 四、規約の変更
- 五、その他重要な事項

第十一条

役員会は、議決執行機関で、区総会の決議に従つて区の事業を執行し、総会に対し責任を負う。

第十二条

役員会の中に環境衛生委員会、防火防犯委員会、体育文化委員会を置く。

第十三条 会計監査委員による区の会計監査は十二月に行う。

第四章 役員の職務

第十四条 役員の職務は次のとおりとする。

- 一、区長は事業の執行に関し、区を代表し、運営推進の任務を負うものとする。
- 二、副区長は区長を補佐し、運営推進の任務を負うものとする。
- 三、区会議員（常会長）は区長より通達された事項、及び区民の要望事項について適切に処理する。
- 四、環境衛生委員は区の環境衛生に関する事業を推進し、適切に処理するものとする。
- 五、防火防犯委員は区の防火防犯に関する事業を推進し、適切に処理するものとする。
- 六、体育文化委員は区の体育文化に関する事業を推進し、適切に処理するものとする。
- 七、会計監査委員は区の会計監査を行うものとする。

第十五条 総会及び役員会で必要と認められたときは、其の専門委員を設けることが出来る。

第五章 区の経費

第十六条 区の経費は次の経費でまかなう。

- 一、区費
- 二、負担金
- 三、手数料及び交付金
- 四、其の他の収入金

第十七条 新たに南原区に世帯を持ち、又は転入した場合の区費及び負担金、協力金は翌月より徴収するものと

する。法人等が事務所等を開設した場合も同様とする。

第十八条 区の総会及び、区の出払い事業に関する出不足金（過怠金）は徴収するものとする。

第十九条 区費及び負担金等の改正を必要とする場合は、総会の議決を得なければならない。

第二十条 本区の会計年度は、一月一日より十二月三十一日迄とする。

第六章 役員の選出

第二十一条

第一項 役員の選出は、総会において選出するものとする。

一、正副区長及び会計監査委員の選出にあつては立候補、推薦、選挙の順により選出する。

一ノ① 同一役職に複数人の立候補者がある場合は、選挙を行い、最多得票者をもって選出とする。

一ノ② 立候補者なき場合は、推薦により選出する。この場合は被推薦者の承諾を条件とする。
同一役職に複数人の被推薦者がある場合は、各人の承諾を条件として選挙を行い最多得票者をもって選出とする。

一ノ③ 立候補、推薦なき場合は選挙により選出する。この場合、同一役職で最多得票を得た者をもつて選出とする。

二、区会議員（常会長）は各常会の推薦とする。

三、他の役員は総会での推薦とする。

第二項 高齢者及び身体非健康者の正副区長、役付け

一、定年は七十五歳とする。但し健康で意欲がある人は、その限りでない。

二、身体非健康者（医者の診断書がある場合）は年齢に関係なくその年の役員が認めた場合に役付けを

免除する。

三、その他の理由で、その年の役員が認めたときは免除する。

第三項 理由提出期限と報告

一、第二項で二、三、に該当する者は、役員選出の一ヶ月前迄に区長に申し出なければならない。

二、区長は第二項の結果を役員選出の一週間前迄に該当者に役付免除認定書（原則として一年間有効）を交付する。

三、身体非健康者（医者の診断書がある場合）の内容は守秘義務扱いとし、第三項二、の時に診断書を本人に返却する。

第七章 役員手当

第二十二條 区の役員手当ては、十一月の定期総会で決めるものとする。

第二十三條 専門委員を設けた場合には、手当金を支給する事が出来る。

第八章 居住者規定

第二十四條 区民規定

一、この区に一戸建て住居を構え常住する場合は入居と同時に入区しなければならない。

第九章 補則

第二十五條 本規約は必要に応じ総会において改廃する事が出来る。細則を必要とする場合は別に定める。

第二十六條 この規約は昭和五十八年一月一日より施行する。

この規則は平成二十五年一月六日に第二十四条区民規定を改正施行する。

この規則は平成二十五年十月一日に第二十一条役員を選出を改正施行する。
この規則は令和三年一月一日に第九条総会の議決及び第二十一条第一項、一役員を選出を改正施行する。